

陸別町地域防災計画 —地震防災計画編—

陸別町防災会議

■ 目 次 ■

陸別町地域防災計画
－地震防災計画編－

| | |
|--------------------------|----|
| ■ 地震防災計画編 ■ | 1 |
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第3節 計画の基本方針 | 1 |
| 第4節 陸別町の地形、地質及び社会的現況 | 1 |
| 第5節 陸別町周辺における地震の想定 | 2 |
| 第2章 震災予防計画 | 3 |
| 第1節 地震に強いまちづくり推進計画 | 3 |
| 第2節 防災訓練計画 | 5 |
| 第3節 火災予防計画 | 5 |
| 第4節 危険物等災害予防計画 | 7 |
| 第5節 建築物等災害予防計画 | 8 |
| 第6節 土砂災害の予防計画 | 9 |
| 第7節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備 | 9 |
| 第8節 避難体制整備計画 | 9 |
| 第9節 災害時避難行動要支援者対策計画 | 9 |
| 第10節 積雪・寒冷対策計画 | 9 |
| 第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発 | 10 |
| 第12節 自主防災組織の育成等に関する計画 | 11 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 12 |
| 第1節 応急活動体制 | 12 |
| 第2節 地震情報の伝達計画 | 13 |
| 第3節 災害情報等の収集、伝達計画 | 14 |
| 第4節 災害広報計画 | 14 |
| 第5節 避難対策計画 | 14 |
| 第6節 救助救出計画 | 14 |
| 第7節 地震火災等対策計画 | 15 |
| 第8節 災害警備計画 | 16 |
| 第9節 交通応急対策計画 | 16 |
| 第10節 輸送計画 | 16 |
| 第11節 ヘリコプター活用計画 | 16 |
| 第12節 食糧供給計画 | 16 |
| 第13節 給水計画 | 16 |
| 第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画 | 16 |
| 第15節 生活関連施設対策計画 | 17 |
| 第16節 医療救護計画 | 17 |
| 第17節 防疫計画 | 17 |
| 第18節 廃棄物処理等計画 | 17 |

■ 目 次 ■

| | | |
|---------|---------------------------|----|
| 第 1 9 節 | 文教対策計画 | 17 |
| 第 2 0 節 | 住宅対策計画 | 17 |
| 第 2 1 節 | 被災建築物安全対策計画 | 18 |
| 第 2 2 節 | 被災宅地安全対策計画 | 18 |
| 第 2 3 節 | 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画 | 18 |
| 第 2 4 節 | 広域応援計画 | 18 |
| 第 2 5 節 | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 | 18 |
| 第 2 6 節 | 防災ボランティアとの連携計画 | 18 |
| 第 2 7 節 | 災害義援金募集（配分）計画 | 19 |
| 第 2 8 節 | 災害救助法の適用と実施 | 19 |
| 第 2 9 節 | 障害物除去対策計画 | 19 |
| 第 3 0 節 | 飼養動物対策計画 | 19 |
| 第 4 章 | 災害復旧計画 | 20 |
| 第 1 節 | 基本方針 | 20 |
| 第 2 節 | 公共施設等災害復旧計画 | 20 |
| 第 3 節 | 災害応急金融計画 | 21 |
| 第 5 章 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画 | 22 |
| 第 1 節 | 推進計画の目的 | 22 |
| 第 2 節 | 災害対策本部等の設置等 | 22 |
| 第 3 節 | 地震発生時の応急対策等 | 23 |
| 第 4 節 | 円滑な避難の確保に関する事項 | 25 |
| 第 5 節 | 防災訓練計画 | 26 |
| 第 6 節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 | 27 |

■ 地震防災計画編 ■

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、陸別町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「陸別町地域防災計画」の「地震防災計画編」として作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「陸別町地域防災計画（本編）」によるものとする。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

第4節 陸別町の地形、地質及び社会的現況

本編「第2章 第1節 自然的条件」を準用する。

第5節 陸別町周辺における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では、釧路北部など広範囲において考えられる。

このうち、太平洋側に関しては、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、特に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められており、当該地震について整理を行うものとする。

第2 地震想定

北海道地域防災計画（北海道防災会議）によると、本町に影響を及ぼすと考えられる想定地震は、北海道東部地震のほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震である。

1 北海道東部地震

| 地域名 | 位置 | 規模 |
|-------|-------------------|-------|
| 北海道東部 | 北緯 42.5 度東経 146 度 | M8.25 |

この地震は M8.25 と規模が大きい巨大地震を想定している。危険度の高い地域は、根室から釧路にかけてとなっているが、影響を受けるであろう地域は相当広く、オホーツク、十勝のほか、日高、石狩、空知、胆振の一部にも及んでいる。さらに広域化災害については、全道に影響が及んでいる。

この地震については、根室、釧路地方はもとより、全道的な問題として考慮していく必要がある。

（参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編）

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震

注）地震の規模は、震源断層の断層運動に基づくモーメントマグニチュード（M_w）で示しており、地震波の振幅に基づくマグニチュード（M）とは同一ではない。

| 地震名 | 規模 |
|------------|---|
| 色丹島沖の地震 | M _w 8.3 |
| 根室沖・釧路沖の地震 | M _w 8.3 |
| 十勝沖・釧路沖の地震 | M _w 8.2 |
| 500年間隔地震 | M _w 8.6 |
| 三陸沖北部の地震 | M _w 8.4（強震動は M _w 8.3） |

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る5つの地震については、中央防災会議の専門調査会における被害想定から震度6弱以上となるのは、十勝沖・釧路沖の地震と根室沖・釧路沖の地震で、十勝沖・釧路沖の地震では、日高、十勝（総合）振興局管内で震度6強となる市町村があるほか、釧路、根室振興局管内の市町村を含む広い範囲で震度6弱が予測される。

揺れなど津波以外の要因で、人的被害（死者数）が生じるのは、十勝沖・釧路沖の地震と根室沖・釧路沖の地震のみであり、建物被害（全壊棟数）は、この2地震に加え、液状化等により三陸北部の地震、色丹島沖の地震で被害が想定されている。

（参考：北海道地域防災計画 地震防災計画編）

第2章 震災予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するものとする。

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

第1 地震に強い町構造の形成

- (1) 防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い町構造の形成を図るものとする。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制を強化するものとする。

第2 建築物等の安全化

町及び施設管理者は、陸別町耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する建築物については積極的な耐震化に取込むこととする。また、町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、建築物の落下対策やブロック塀等の安全化、耐震診断・耐震補強等を促進する施策の積極的な実施に努めるものとする。

なお、地震により被害を受けた建築物は、余震による倒壊等の二次災害が発生する危険性があるため、町は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能確保

- (1) 町及び防災関係機関並びにライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、ライフライン事業者と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組

みを促進するものとする。

第6 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。(資料編：「別表5」ヘリコプター離着陸可能地点-【54頁】)

第2節 防災訓練計画

本編「第9章 防災訓練計画」を準用する。

第3節 火災予防計画

本編「第4章 第7節 消防計画」及び本編「第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるほか、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防の指導の徹底及び消防力整備について次の計画により実施するものとする。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取扱いについて指導啓発する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図るものとする。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図るものとする。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域における自主防災組織等の設置及び育成指導を強化するものとする。
- (3) ホテルや病院等一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第3 予防査察の強化指導

消防法に規定する防火対象物の立入検査を用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の防火対象物の状況を把握し、火災発生や危険物の排除に努め、予防対策の万全な指導を図るものとする。

- (1) 防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施するものとする。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化するものとする。

第4 消防力の整備

消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図るものとする。

第5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動に万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置くものとする。

- (1) 消防力等の整備

- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第4節 危険物等災害予防計画

本編「第7章 第3節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、地震時における危険物等による災害の予防を促進するため、町及び防災関係機関は、事業所に対し次の事項について指導に努めるものとする。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

第5節 建築物等災害予防計画

本編「第4章 第6節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、地震災害から建築物等を防御するための計画として、次のとおり定めるものとする。

第1 建築物の防災対策

1 防災対策拠点施設の耐震性の確保

(1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、病院、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

(2) 避難に重要な道路（緊急輸送道路）沿道の建築物の耐震性の確保

町の指定する避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図るなど指導・助言等を行うものとする。

町は、陸別町耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物等の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。

なお、緊急輸送道路の路線等は、陸別町耐震改修促進計画において位置付けるものとする。

2 木造建築物の防火対策の推進

町は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るなど指導・助言等を行うものとする。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、町民の問い合わせに応じられる体制の整備に努めるものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言等を行うものとする。

4 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第6節 土砂災害の予防計画

本編「第4章 第5節 土砂災害の予防計画」を準用する。

第7節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

本編「第4章 第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本編「第4章 第9節 避難体制整備計画」を準用する。

第9節 災害時避難行動要支援者対策計画

本編「第4章 第10節 災害時避難行動要支援者対策計画」を準用する。

第10節 積雪・寒冷対策計画

本編「第4章 第12節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第11節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る情報（緊急地震速報）利用の心得の周知及び広報をおこない、防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、災害時要援護者に十分配慮し、町の区域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 職員に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(1) 啓発内容

- ① 防災訓練、避難所運営訓練の実施
- ② 講習会、研修会等の実施
- ③ 職員の初動マニュアルの配布

(2) 普及方法

- ① 地域防災計画による各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震に関する基礎知識
- ④ その他地震防災対策上必要な事項

2 町民に対する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(1) 啓発内容

- ① 地震に対する心得
- ② 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ③ 災害情報の正確な入手方法
- ④ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑤ 救助・救護に関する事項
- ⑥ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑦ 災害時要援護者への配慮
- ⑧ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- ② 広報誌、広報車両の利用
- ③ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- ④ パンフレットの配布
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

第2 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

本編「第4章 第11節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立するものとする。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図るものとする。

第1 災害対策組織

本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

震度を考慮した職員の配備基準と災害対策本部の設置基準は次のとおりである。

| | |
|--------|--|
| 非常配備体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上：第3非常配備（全職員） ・震度5弱：第2非常配備（主任主査職以上の職員） ・震度4：第1非常配備（総務課長、同主幹、建設課長、産業振興課長、防災担当） |
| 災害対策本部 | <p>次の基準のいずれかに該当及び町長（本部長）の判断による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生したとき。 ・震度5弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 |

第2節 地震情報の伝達計画

地震に関する情報の伝達については、本編「第3章 第2節 気象業務に関する計画」の「気象予警報等の伝達系統図」を準用する。

第1 地震動警報等

地震動警報及び地震動予報

| 警報・予報の種類 | 発表名称 | 内容等 |
|----------|------------------------|--|
| 地震動警報 | 緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報 | 最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報 |
| 地震動予報 | 緊急地震速報（予報） | 推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報 |

第2 地震に関する情報の種類と内容

| 情報の種類 | 発表内容 |
|---------------|---|
| 1 震度速報 | 震度3以上を観測した地域名（全国を180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表 |
| 2 震源に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表 |
| 3 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 |
| 4 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 |
| 5 その他の情報 | 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表 |

第3 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

北海道地域防災計画（地震防災計画編）の地域名称、震央地名を準用する。

第4 地震動警報の伝達

地震動警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



第3節 災害情報等の収集、伝達計画

本編「第5章 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

第4節 災害広報計画

本編「第5章 第2節 災害広報計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

本編「第5章 第4節 避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

本編「第5章 第5節 救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町における消火活動に関する計画は、次のとおりとするほか、基本編「第4章 第7節 消防計画」及び基本編「第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」に準ずるものとする。

第1 消防活動体制の整備

町は、町の区域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制の整備に努めるものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し又は必要に応じて被害想定図を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じて相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

第4 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図るものとする。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の行政区等、地元住民は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努めるものとする。

第8節 災害警備計画

本編「第5章 第6節 災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本編「第5章 第7節 交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本編「第5章 第8節 輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター活用計画

本編「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」を準用する。

第12節 食糧供給計画

本編「第5章 第9節 食糧供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

本編「第5章 第10節 給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画

本編「第5章 第12節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第15節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧については、次の計画を準用する。

本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」

本編「第5章 第13節 電力施設災害応急計画」

本編「第5章 第14節 ガス施設災害応急計画」

第16節 医療救護計画

本編「第5章 第15節 医療救護計画」を準用する。

第17節 防疫計画

本編「第5章 第16節 防疫計画」を準用する。

第18節 廃棄物処理等計画

本編「第5章 第17節 廃棄物処理等計画」を準用する。

第19節 文教対策計画

本編「第5章 第19節 文教対策計画」を準用する。

第20節 住宅対策計画

本編「第5章 第20節 住宅対策計画」を準用する。

第21節 被災建築物安全対策計画

本編「第5章 第21節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第22節 被災宅地安全対策計画

本編「第5章 第21節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

第23節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

本編「第5章 第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第24節 広域応援計画

本編「第5章 第29節 広域応援計画」を準用する。

第25節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本編「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第26節 防災ボランティアとの連携計画

本編「第5章 第31節 防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第27節 災害義援金募集（配分）計画

本編「第5章 第32節 災害義援金募集（配分）計画」を準用する。

第28節 災害救助法の適用と実施

本編「第5章 第34節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

第29節 障害物除去対策計画

本編「第5章 第23節 障害物除去計画」を準用する。

第30節 飼養動物対策計画

本編「第5章 第18節 飼養動物対策計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

この計画は、地震が発生した場合における災害の早期復旧を図ることを目的とする。

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速、適切な対策を講ずるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講ずるなど、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、防災関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切、公平な対策を実施するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

本編「第8章 災害復旧計画」を準用する。

第3節 災害応急金融計画

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、住民生活の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

第1 実施計画

1 一般住宅復興資金の確保

町は、道と連携して、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずるものとする。

2 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び制度の周知に努めるものとする。

3 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、公庫法等により融資等の支援を行うものとする。町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努めるものとする。

4 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連携のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を実施するものとする。

第2 財政対策

町及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し協力するものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部の設置

町長は、海溝型地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び災害対策本部条例の定めによるものとし、その組織計画については、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び本編「第3章 第1節 組織計画」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び本編「第3章 第1節 第4 本部の配備体制」を準用する。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、参集基準に基づき、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

地震災害に対する応急対策活動は、本節の定めによるほか、地震防災計画編「第3章 災害応急対策計画」を準用する。

第1 地震発生時の応急対策

1 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震や被害状況等の情報の収集・伝達及びこれらの状況に対してとられた措置に関する情報については、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用することとする。

特に、避難勧告等の町民等への迅速かつ確実な伝達手段として、サイレン・広報車等のほか、防災無線、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、本編「第5章 第1節 災害情報通信計画」を準用する。

(2) 避難のための勧告及び指示

① 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、必要と認める地域の町民に対し避難の勧告を行うものとする。また、町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

② 避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、サイレン及び広報車など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の町民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

(1) 町は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施するものとする。

(2) 土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認し、その不足を道に供給の要請を行うものとする。

このほか、物資調達については、本編「第4章 第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」、「第5章 第9節 食糧供給計画」、「同第10節 給水計画」及び「同計画第12節 衣料・生活必需品等物資供給」を準用する。

5 輸送活動

輸送活動については、本編「第5章 第8節 輸送計画」を準用する。

6 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、本編「第5章 第16節 防疫計画」、「同第17節 廃棄物処理等計画」、及び「同第22節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努めるものとする。また、町民、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、道及び関係機関等に供給の要請を行うものとする。

2 人員の配備

町は、地震防災計画編「第3章 第1節 応急活動体制」及び基本編「第3章 第1節 第4本部の配備体制」に定める配備体制により人員の配置を行い、人員の配備体制を道に報告するものとする。

第3 他機関に対する応援要請

1 他の市町村への応援要請

他の市町村及び消防機関への応援要請は、本編「第5章 第29節 広域応援計画」を準用する。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請は、本編「第5章 第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第4節 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等

本町における海溝型地震に対する避難対策等については、本編「第4章 第9節 避難体制整備計画」、「同第10節 災害時避難行動要支援者対策計画」、「同第12節 積雪・寒冷対策計画」、「第5章 第4節 避難対策計画」、「同第6節 災害警備計画」を準用する。

第2 消防機関等の活動

本町における海溝型地震に対する消防機関等の活動については、地震防災計画編「第2章 第3節 火災予防計画」、「第3章 第7節 地震火災等対策計画」のほか、本編「第4章 第7節 消防計画」、「第7章 第4節 大規模な火事災害対策計画」を準用する。

第3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

本町における海溝型地震に対する水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、本編「第5章 第11節 上下水道施設対策計画」、「同第13節 電力施設災害応急計画」、「同第14節 ガス施設災害応急計画」を準用する。

第4 交通対策

本町における海溝型地震に対する、地震の発生に伴う交通応急対策等については、本編「第5章 第6節 災害警備計画」、「同第7節 交通応急対策計画」を準用する。

第5 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等の備蓄
- ⑤ 消防用設備の点検、整備
- ⑥ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ① 学校等にあつては、次の措置
 - ア 避難の安全に関する措置
 - イ 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
- ② 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、前1の(1)に掲げる措置をとるほか、

次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第5節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民との協調体制の強化、自主防災組織等の育成指導の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。

防災訓練の実施については、本編「第9章 防災訓練計画」を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、行政区、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課部局、各関係機関ごとに行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 町民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育・広報を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 町の区域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 町の区域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素町民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道及び関係機関と協力し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道及び町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

□ 地震防災計画編資料編は陸別町地域防災計画【資料編】を準用する。

陸別町地域防災計画追録加除整理一覧表

追録を加除整理された時は、必ずその追録号数の内容現在及び加除整理年月日
この表に記入のこと。

| 追録号数 | 内容現在（修正年） | 加除整理年月日 | 修正内容 |
|---------|-----------|--------------------|------|
| 第 1 号 | 平成 7 年 | 平成 7 年 9 月 2 6 日 | 策定 |
| 第 2 号 | 平成 2 0 年 | 平成 2 0 年 8 月 1 日 | 一部修正 |
| 第 3 号 | 平成 2 2 年 | 平成 2 2 年 3 月 2 9 日 | 全面改定 |
| 第 4 号 | 平成 2 3 年 | 平成 2 3 年 8 月 2 9 日 | 一部修正 |
| 第 5 号 | 平成 2 8 年 | 平成 2 8 年 7 月 2 6 日 | 一部修正 |
| 第 6 号 | | | |
| 第 7 号 | | | |
| 第 8 号 | | | |
| 第 9 号 | | | |
| 第 1 0 号 | | | |
| 第 1 1 号 | | | |
| 第 1 2 号 | | | |

陸別町防災会議 事務局（総務課）

陸別町地域防災計画
－地震防災計画編－

平成 28 年 7 月
陸別町防災会議
事務局 陸別町総務課